2－2　遵守事項

⑴　フレーム長が1518バイトの時における最大の実効伝送速度の数値は、ギガビット毎秒の単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑵　パワーオーバーイーサネット機能による最大供給電力の数値は、ワットの単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑶　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をワット／ギガビット毎秒の単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑷　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器の選定に当たり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3　エネルギー消費効率の測定方法

3－1　エネルギー消費効率

⑴　エネルギー消費効率は、測定フレーム長が1518バイト時の実効伝送速度が最大となるときの消費電力をワットの単位で表した数値を、当該実効伝送速度をギガビット毎秒の単位で表した数値で除した数値とする。

⑵　消費電力及び最大実効伝送速度を測定する際の条件は以下とする。

①　最大実効伝送速度の条件は以下のとおりとし、次の式により算出するものとする。

T＝R×（L＋20）×８

この式において、T、R及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T：フレーム長が1518バイトの時における最大実効伝送速度（単位　ギガビット毎秒）

R：１秒当たりに全てのポートから出力されるフレーム数の総和

L：フレーム長（単位　バイト）

②　スイッチが受信したフレームをスイッチングする設定とする。なお､スイッチングとは、日本工業規格X5003に規定する開放型システム間相互接続の基本参照モデル６．に示す参照モデルのうち第２層（データリンク層）を利用して、ネットワーク上のデータの中継を行うものであり、具体的にはMACアドレスを参照して中継動作を行うものとする。

③　ユニキャスト通信用のフレームを用いる。

④　ヘッダ部のデータパターンは任意とし､測定フレームのデータパターンは全て０とする。

⑤　ポートのカスケード接続形態による測定も可とする。その場合の最大実効伝送速度はカスケード接続したポート数を考慮して算出する。

⑥　消費電力の測定に際して、スイッチの最大実効伝送速度に適応した必要最小限のフレームを送信することを可とする。

⑦　スイッチの基本性能・機能を損なうことなく着脱できる部品又は停止可能な機能については、取り外し又は停止して測定することとする。

⑧　使用しないポートについてはリンクダウンすることができる。

⑨　周囲温度は16℃～32℃とする。

⑩　電源電圧は、AC電源の場合は定格入力電圧（100Vまたは200V）±10%の範囲とする。DC電源の場合は－57V～－40.5Vの範囲とする。

⑪　AC電源の周波数は、定格周波数とする。

⑫　定常状態で測定することとする。

⑬　AC電源を採用している製品では、コンセントプラグの端子における消費電力を測定することとする。

⑭　AC電源の場合、有効電力を消費電力とすることとする。

附　則

この告示は、平成21年７月１日から施行する。ただし、２の規定は、平成22年７月１日から施行する。

官　報　告

国家試験

通関士試験公告

第43回通関士試験の施行について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年７月１日　　財務大臣　与謝野　馨

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成21年10月４日（日曜日）

２．試験科目及び時間

○通関業法……午前９時30分から午前10時20分まで

○関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）……午前11時00分から午後０時40分まで

○通関書類の作成要領その他通関手続の実務……午後１時50分から午後３時20分まで

これらの科目は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達を含み、平成21年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２に規定する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》 通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《２》 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	35点(15問)	15点(15問)		
《３》 通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
①　通関書類の作成要領（注２）				15点(２問)
②　その他通関手続の実務	５点(５問)	５点(５問)	５点(５問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第42回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

ただし､「《３》 通関書類の作成要領その他通関手続の実務」については、当該試験科目全体ではなく、①　通関書類の作成要領と②　その他通関手続の実務のそれぞれについて合格基準を満たす必要がある。